

**「（仮称）道の駅もりおかプロデュース業務委託」
公募型プロポーザル提案事業評価選定要領**

1 趣旨

この要領は「（仮称）道の駅もりおかプロデュース業務委託」公募型プロポーザルに応募のあった提案内容等に係る評価方法及び委託候補者の選定方法について定めるものとする。

2 審査員

応募者の中から本業務の委託候補者を選定するため、審査員を置く。

審査員は、次に掲げる者を指名する。

- (1) 盛岡市政策統括特別参与
- (2) 盛岡市玉山総合事務所長
- (3) 盛岡市玉山総合事務所企画調整監兼総務課長

3 選定の基準

選定の基準は、本業務委託公募型プロポーザルに係る提案額が実施要項に定める上限額を超えないこととし、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 事業者の実績・業務の実施体制の妥当性
- (2) （仮称）道の駅もりおかを核とした地域活性化に対する考え又は提案の的確性及び先進性
- (3) 基本計画の各項目を具現化するための具体的戦略・方策等に対する考え方又は提案の的確性及び先進性
- (4) （仮称）道の駅もりおかを整備するに当たっての課題や留意点の的確性
- (5) （仮称）道の駅もりおかを運営するに当たっての課題や留意点の的確性
- (6) (2)～(5)に基づく、施設整備への提案の的確性及び先進性
- (7) 委託費提案額の妥当性

4 審査の方法

(1) 資格審査

提案内容が「（仮称）道の駅もりおかプロデュース業務委託」公募型プロポーザル実施要項に定める資格要件を満たしていることの資格審査は、玉山総合事務所総務課 道の駅整備推進室が行う。

(2) 提案書の審査

ア 提案書の審査は、「3 選定の基準」の規定に基づき定める、「公募型プロポーザル審査表」（以下「審査表」という。）に掲げる各審査項目について、提案書のプレゼンテーション・聴き取りによる審査により、各審査員が5段階評価により各項目0点から4点までの評価点を付すことにより行い、さらに、この評価点に各項目にあらかじめ定める掛け率を乗じて、審査点を算定するものとする。

イ ただし、新型コロナウイルスの感染防止対策の観点から、プレゼンテーション・聞き取り審査を実施せず、書類審査のみとする場合がある。この際は、必要に応じて追加書類の提出

を求める場合があるものとする。

ウ 審査表は、別表のとおりとする。

5 選定方法

- (1) 「4 審査の方法」による審査の結果から、各審査員の審査点の総合計により提案者の順位を決め、総合計の最も多い応募者を委託候補者とする。ただし、いずれの応募者も満点の合計数の 100 分の 50 に満たない場合は、委託候補者なしとする。
- (2) 審査点の総合計は、審査員の人数に 96 点を乗じた点数を満点とする。
- (3) 「総合評価」を除く各審査項目において、全ての審査員が審査点を 0 点とした審査項目がある提案者は、失格とする。
- (4) 審査点の総合計が同点となる提案者がいる場合は、審査員の協議により提案者の順位を決める。
- (5) その他選考に当たり必要な事項は、審査員が協議して決める。

6 審査表の公表

審査表は、あらかじめ公表するものとする。

7 審査の公開

審査は、プレゼンテーション・聴き取りによる審査に限り、公開で行うものとする。

ただし、新型コロナウイルスの感染防止対策の観点から、プレゼンテーション・聞き取り審査を実施せず、書類審査のみとする場合がある。

8 選定結果等の公表

選定結果は応募者全員に通知し、選定理由を公表する。ただし、公にすることにより、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は公表しないものとする。